

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	〇指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	二六七
告示	〇土地改良区の定款の変更を認可した件二件	二六七
	〇土地改良区の解散を認可した件二件	二六七
	〇保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件	二六八
公告	〇随意契約の相手方を決定した件五件	二六九
	〇落札者を決定した件	二六九
	〇土地改良区の役員が就退任した件	二六九
	福島県人事委員会	
	〇県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	二五二
	〇職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	二五二

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十八号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行会津下郷支店の項中「南会津郡下郷町」を「南会津郡南会津町」に改め、同表株式会社東邦銀行川口支店の項中「大沼郡金山町」を「河沼郡会津坂下町」に改める。

附 則

この規則中別表第一株式会社東邦銀行会津下郷支店の項の改正規定は公布の日から、同表株式会社東邦銀行川口支店の項の改正規定は令和二年六月十五日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白河市土地改良区から令和二年五月十二日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

令和二年六月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西会津町土地改良区から令和二年五月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

令和二年六月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第三百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、郡山市河内土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、令和二年五月二十五日認可した。

令和二年六月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、大越町土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、令和二年五月二十五日認可した。

令和二年六月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第三百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年六月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市霊山町石田字柵前五四の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和二年六月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市佐原字手城森一七、一八の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第107号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年6月2日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
85,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（災害対策課）

公告第108号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年6月2日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
462,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（情報政策課）

公告第109号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービスの委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年6月2日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス 一式

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
52,360,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(情報政策課)

公告第110号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県自治体情報セキュリティクラウド保守運用業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年6月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県自治体情報セキュリティクラウド保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
196,130,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(情報政策課)

公告第111号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるテレメータ保守点検業務（流総管理）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年6月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
テレメータ保守点検業務（流総管理） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
53,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

同	矢部 健	同	市梅田字岩瀬一九番地
同	安藤 茂	同	市大久保字宿四四番地
同	相楽 健雄	同	市大久保字蛇田五番地一
同	森合 茂夫	同	市矢沢字木曾三番地一
同	小針 一夫	同	市畑田字平山四番地
同	菅井 忠男	同	市深渡戸字下四八番地
同	矢吹 一男	同	市守屋字前田三番地一
同	本田 正志	同	市矢沢字旗門場四七番地
同	行方 靖	同	市栄町二〇二番地

(農村計画課)

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年六月二日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十三号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「副所長 部長 環境放射線センター所長」を「所長 副所長 部長 環境放射線センター所長」に、「学院長 副学院長」を「学院長」に、「課長 庁主幹」を「課長 室長 庁主幹」に、「学校教育課長」を「学校教育課長 主任管理主事」に、「特別支援教育センター」所長」を「特別支援教育センター」所長 事務長」に、「美術館 館長 副館長」を「美術館 館長 副館長 事務長」に、「博物館 館長 副館長 事務長」を「博物館 館長 副館長 事務長」に改め、同表備考三中「副学

院長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月二日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項第三号中「であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第二十二條の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）」に改める。

第二十二條の四第二項中「、休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣條例第二條第一項若しくは公益的法人等派遣條例第二條第一項の規定により派遣され、停職にされ、育児休業法第二條の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は配偶者同行休業をした場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき」を「派遣等となつた場合」に、「は」を「」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

2 この規則の適用日前に月の中途において休職にされ、職員の給与の支給に関する規則（以下「規則」という。）第七條第一項第二号の専従許可を受け、外国の地方公共機関等に派遣される職員の処遇等に関する條例（昭和六十三年福島県條例第八号）第二條第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する條例（平成十三年福島県條例第七十七号）第二條第一項の規定により派遣され、停職にされ、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二條の規定により育児休業をし、規則第七條第一項第六号の大学院修学休業をし、同項第七号の自己啓発等休業をし、又は同項第八号の配偶者同行休業をした職員の規則第二十一條第一項第一号の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

(採用給与課)